

情報提供

那医発第 242 号
令和 5 年 7 月 11 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利博朗
担当理事 宮城政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「臓器移植関係通知文の送付について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。
別紙は当会ホームページに掲載致しますので、お手数ですがダウンロードをお願いします。

☆ 問合せ先 (那覇市医師会 事務局:宮城・前泊 /電話 098-868-7579)

.....記.....

沖 医 発 第 553 号 F
令 和 5 年 7 月 4 日

各地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 砂川 博司



臓器移植関係通知文の送付について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、日本医師会より、臓器移植関係通知文が別添のとおり届いておりますので、ご連絡申し上げます。

本通知①は、令和 5 年 5 月 8 日付けで新型コロナウイルス感染症の感染症法の位置付けが 5 類感染症に変更されたことに伴い、「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」並びに、「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」が廃止される旨の周知依頼となっております。

本通知②は、「イスタンブール宣言」に則り臓器取引や移植ツーリズムを抑止するとともに、各国は臓器提供と臓器移植の自給自足の達成に努めるべきであるという国際的な原則に基づき、本人の意思表示を基本とした上で、脳死下での臓器提供やその移植が国内で推進され、適切に行われるよう協力が求められている旨の周知依頼となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただきますとともに、貴管下関係機関に対する周知方についてご高配下さいますようお願い申し上げます。

なお、本通知の添付資料は省略しておりますので、当文書は本会映像データ管理システムをご確認くださいようお願い申し上げます。

記

① 「臓器移植及び造血幹細胞移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」および「臓器移植における新型コロナウイルス感染症への対応について」の廃止について
(令和 5 年 5 月 18 日 日医発第 374 号(技術))

② 適正な移植医療の推進について

(令和 5 年 6 月 13 日 日医発第 550 号(技術))

沖縄県医師会事務局 業務 1 課 田畑
TEL: 098-888-0087
FAX: 098-888-0089
e-mail: gl@okinawa.med.or.jp